







3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品
PFOA又はその塩	製品
PFOS又はその塩	製品
PFOA又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附則（昭和五十四年八月一四日政令第二二五号）  
この政令は、昭和五十四年八月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十月十一日から施行する。

附則（昭和五十六年一〇月二日政令第三〇二号）  
この政令は、昭和五十六年十月十二日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

附則（昭和五十九年四月一三日政令第九七号）  
この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附則（昭和六一年九月一七日政令第二九七号）  
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、昭和六十一年十一月二十一日から施行する。

附則（昭和六一年一〇月三一日政令第三三五号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年四月一日）から施行する。ただし、第二条第一項第二号の改正規定は、同年三月一日から施行する。

附則（昭和六二年三月二〇日政令第四九号）抄  
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成元年三月二二日政令第五九号）抄  
この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成元年三月二九日政令第七五号）  
この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成元年二月二七日政令第三五二号）  
（施行期日）  
1 この政令は、平成二年一月六日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二年三月一日から施行する。

（経過措置）  
2 第一条の二の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二年九月一二日政令第二五九号）  
（施行期日）  
1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 第一条の二の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三年三月二五号政令第四九号）抄  
この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成六年三月二四日政令第七七号）抄  
この政令は、平成六年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月二四日政令第九八号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三一一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二二年二月二七日政令第五四二号）  
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十三年七月一日から施行する。

附則（平成一四年九月四日政令第二八七号）  
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成十四年十一月一日から施行する。

附則（平成一五年一月一五号政令第五五号）  
この政令は、平成十五年三月十五日から施行する。

附則（平成一五年九月一九日政令第四一九号）  
（施行期日）  
1 この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

（確認に関する経過措置の対象となる者）  
2 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法（昭和三十五年法律第四百五十五号）第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入する者とする。

附則（平成一六年三月二四日政令第五七号）抄  
この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日政令第一三四号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一〇月三一日政令第三二二号）  
この政令は、平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。

附則（平成二二年一〇月三〇日政令第二五六号）  
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日  
二 第三条の次に二条を加える改正規定（第三条の三に係る部分に限る。）、附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定 平成二十二年十月一日

附則（平成二二年一〇月三〇日政令第二五七号）  
この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二六年三月一九日政令第六八号）  
この政令は、平成二六年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二日政令第五二二号）  
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（平成三〇年二月二二日政令第三五五号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条の表の改正規定（平成三十年十月一日）
- 二 第三条の改正規定及び第四条の改正規定（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年一月一日））

附 則（令和元年二月二三日政令第一八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和三年四月二二日政令第一四四号）

この政令は、令和三年十月二十二日から施行する。

附 則（令和五年二月一日政令第三四三号）

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定及び附則第三項の表の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日政令第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第四十六条第四項及び第二百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対して行われたものとみなす。